

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の 制定について

1 制定理由

個人情報の取扱いに関する全国共通ルールを定めることを主な目的に個人情報保護法の改正が令和3年に行われ、地方公共団体の執行部等には令和5年4月1日から適用される。

新個人情報保護法では、議会は基本的に対象外とされてはいるものの、議会における個人情報保護並びに必要な措置を講じることは、地方公共団体の責務とされており、本組合議会としても、適切に対応する必要があるからである。

2 主な制定内容

- (1) 個人情報等の取扱い
- (2) 個人情報ファイル
- (3) 開示、訂正及び利用停止
- (4) 罰則

※別紙「名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例案概要」参照。

3 実施時期

令和5年4月1日予定

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例案 概要

1 総則（第1条～第3条）

（1）目的（第1条）

議会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること

（2）定義（第2条）

保有個人情報（第2条第4項）

議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの

2 個人情報等の取扱い（第4条～第18条）

（1）個人情報の保有の制限等（第4条）

議会は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（2）利用及び提供の制限（第12条）

議長は、原則、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用・提供してはならない。

3 個人情報ファイル（第19条）

議会が保有する個人情報ファイル（特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報の集合物）には、その利用目的、記録される項目などを記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

（例）個人情報ファイルの例

- ・氏名を表形式で体系的に整理した電子データ
- ・氏名を容易に検索することができるように五十音順に整理した紙ファイル

4 開示、訂正及び利用停止（第20条～第48条）

（1）開示請求権や開示決定等の手続（第20条～第45条）

ア 開示

何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる（第20条）。

（ア）開示決定等の期限（第27条）

議長は、開示請求があった日から 15日以内に開示決定等をしなければならない。

（イ）費用の負担（第31条）

写しの交付に要する費用の実費を徴収するが、手数料は徴収しない。

イ 訂正

何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の訂正、追加及び削除を請求できる（第33条）。

ウ 利用停止

何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求できる（第40条）。

(2) 審査請求（第46条～第48条）

住民からの開示請求に対する不開示決定に対し、その住民が開示を求める等の行政不服審査法に基づく審査請求を議長に行った場合、議長は第三者機関へ諮問する旨を規定

ア 審査請求があったときの諮問（第47条）

開示決定等に対して審査請求があったときは、原則、議長は、名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

5 雑則（第49条～第54条）

6 罰則（第55条～第59条）

対象者	対象となる行為	罰則の内容
・ 議会事務局の職員、元職員 ・ 個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事している者、従事していた者 ・ 個人情報等の取扱いに従事している派遣労働者、従事していた派遣労働者	正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供する行為（第55条）	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供・盗用する行為（第56条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
議会事務局の職員	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為（第57条）	
開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者	偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受ける行為（第58条）	5万円以下の過料

7 施行日

令和5年4月1日